

エコロ基金 **2024 年度助成 実施要項**

【概要】

生活クラブ生活協同組合では、地域で豊かに暮らし続けるために、お互いに支えあう仕組みとして、一人月 100 円の会費を払い加入するエコロ制度を設けています。

その会費 100 円のうち 10 円（相当）を「エコロ基金」として積み立て、福祉に関わる団体・グループへ経済的支援を行っています。

エコロ制度では、地域に多くのたすけあいワーカーズ・コレクティブ(以下ワーカーズ)・グループを創設し支援することで、安心した暮らしを築けると考えています。

ケアの社会化を目指し、エコロ基金をたすけあいワーカーズ・グループの起業や法人化と、事業継続が可能になる支援を埼玉ワーカーズ・コレクティブ連合会（以下ワーカーズ連合会）と共に行うための原資とします。

1. 2024 年度助成の目的と金額

(1) 目的

埼玉のどこでもたすけあいワーカーズのサポートが受けられることを目指し、たすけあいワーカーズの設立および既存ワーカーズのたすけあい事業への新規取り組みを支援します。

(2) 金額

総額を単年度内 300 万円(上限目安)とします。

2. 対象とする活動・事業

(1) ブロック・支部等による、たすけあいワーカーズづくりのための交流会・学習会。

(2) 地域課題解決に向けた、ワーカーズ連合会によるたすけあいワーカーズ新設および既存ワーカーズの新規事業に対する伴走支援。

(3) たすけあいワーカーズ新設および既存ワーカーズの新規たすけあい事業。

3. 助成内容と申請に必要な書類

(1) ブロック・支部等による、たすけあいワーカーズづくりのための交流会・学習会費用補助

助成内容：①交流会・学習会の会場費

※講師を招かない交流会、ワーカーズ連合会以外の講師で実施する学習会も会場費は助成対象となります。

②ワーカーズ連合会講師謝礼と手数料(5,500 円×人数)

③同講師交通費実費

※②③は講師をワーカーズ連合会に依頼した場合のみ助成対象となります。

申請者：ブロック、支部、連、Tハウス、地域(運動グループ)協議会

※上記以外の個人・団体が開催を希望する場合は所属支部またはブロックに相談の上、機関組織として申請してください。

提出書類：・「たすけあいワーカーズづくりのための交流会・学習会」費用補助申請書

・提案書(企画書)

・実施後「実施報告書」に領収証(原本)を添えて期限内に提出してください。

(2) ワーカーズ連合会による伴走支援費用

助成内容：①新規ワーカーズ伴走支援 15 万円/団体

(組織作りから事業起こし、ワーカーズ連合会への正式加入まで。やむを得ない事情で起業に至らなかった場合は、人件費を除く実費経費を助成。)

②既存ワーカーズによる新規たすけあい事業立ち上げ伴走支援

(既存ワーカーズ見学 5,500 円、事業計画作り等 5,500 円、その他 5,500 円)

申請者：ワーカーズ連合会

提出書類：・「ワーカーズ伴走支援助成申請書 ①支援開始届」

・伴走支援を希望する団体または機関組織からの「支援依頼書」

・「支援計画書」

・支援期間中毎月「ワーカーズ伴走支援助成申請書 ②支援実施記録」

①のみ：逐次「ワーカーズ準備会結成届」「設立趣意書」「事業計画書(5カ年)」

- ・支援終了時「ワーカーズ伴走支援助成申請書 ③支援完了届及び助成金申請書」※起業に至らない時の実費請求時のみ領収書添付。①のみ：「ワーカーズ連合会加入届」

- (3) たすけあいワーカーズ新設および既存ワーカーズの新規たすけあい事業の初期費用補助
助成内容：事業に必要な事務所の開設、通信機器（回線）等の費用、事業にかかる什器等の購入、備品や車両等の購入費、上限 50 万円
申請者：①ワーカーズ連合会に届出済みの準備ワーカーズで、たすけあい事業を行おうとする団体
②ワーカーズ連合会に加入しているワーカーズで、新たなたすけあい事業を行おうとする団体
提出書類：・「たすけあいワーカーズ新設・新規たすけあい事業」初期費用補助申請書
※①・②共通：「事業計画書(5カ年)」「予算書(見積書)」「事業報告書」(年度ごとに5年間)
※①のみ：「ワーカーズ準備会結成届」「設立趣意書」(すでに(2)で提出済みの場合は不要)
・支出後「決算報告書」に領収証(原本)を添えて期限内に提出してください。

4. 審査概要

- (1) 審査機関：エコロ委員会
(2) 審査の流れ：申請書類を「本部福祉推進部」宛に提出（申請〆切は毎月エコロ委員会の2週間前の週の月曜）→エコロ委員会にて審査→たすけあい政策委員会にて確認→理事会へ提案、承認を受け助成決定

5. 審査基準

生活クラブ生活協同組合の理念や方針並びにエコロ基金の主旨や目的に沿っていること、主たる事業の範囲は埼玉県であることを前提に以下の基準に照らして審査を行います。

なお、他の民間機関または公的機関からの助成と重複をしても助成対象とします。

- (1) 交流会・学習会費用補助について
①子育て支援、生活サポート、配食等を事業とするたすけあいワーカーズの設定を目的としていること。
②年度内に実施される組合員活動であること。
(2) ワーカーズ伴走支援費用について
①ワーカーズ連合会が本基金の目的に適合と判断した団体であること。
(3) 初期費用補助について
①新たに子育て支援、生活サポート、配食等を行おうとするワーカーズ及びワーカーズを目指す団体であること。
②長期的な事業計画が立てられ継続して行われる事業であること。
③単年度内に支出される費用であること。
④新設の場合は、申請時点で承認された初期費用であればワーカーズ連合会正式加入後の費用も対象とする。
⑤新規事業開始後の申請については対象外とする。

6. 対象となる事業期間：4月1日から翌年3月31日

ただし、3-(2)「ワーカーズ連合会による伴走支援費用」のみ年度を超えた助成を行います。この場合の助成期間はワーカーズ連合会の支援計画に基づいた期間とし、それ以外の期間の支出分は対象になりません。

7. 基金の支払いと返還

- (1) 審査で決定された金額を毎月の理事会承認後翌月の15日までに、指定された金融機関の口座に振り込みます。
(2) ①領収書と照合し、申請時の項目毎の支援額との差額(不要金)を生じた場合には、振込みにて返金頂きます。
②支援決定後に、活動事業の内容に変更を生じた場合は、速やかに報告して下さい。届け出なく変更された場合や審査基準に反することが明らかになった場合には、支援金の全額返還を求めます。変更にあたっては「4-(2) 審査の流れ」に沿って再度審査を行います。

8. 決定に関する調整事項

要項に規定していない事項で判断を要する場合は、必要に応じてエコロ委員会で検討・決定します。

2024年2月 エコロ委員会